

とちぎ材の家づくり支援事業 FAQ

No.	分類	Q	A
1	申請	申請書の提出先は。	県木材業協同組合連合会です。上棟報告書も同様です(郵送可)。提出部数は1部ですが、記載内容について確認する場合がありますので、控えを保管いただけますと照会がスムーズです。 なお、実績報告書は県林業木材産業課が提出先となります。
2	申請	募集期間は。	四期に分け、募集を予定しております。 具体的な期間については、県HPに掲載しますので御確認ください。
3	申請	申請書の記載方法が知りたい。	「申請書作成の手引き」及び記載例をHPに掲載しております。詳細については県木材業協同組合連合会(028-652-3687)にお問い合わせください。
4	申請	納税証明書の税目は？	全税目です。不明な場合は、県・市町の担当者に補助金の申請に利用する旨お伝えください。 なお、「市(町)県民税」の徴収がなく、証明書に記載がされない場合(軽自動車税のみ徴収されている場合等)、徴収されていない旨、付箋等でお知らせください。
5	申請	引越をした場合、どこで納税証明書をとれば良いか。	1月1日時点で住民票が所在していた市町で取得してください。 なお、1月1日時点で県外にお住まいの場合、市町発行の納税証明書は添付不要です。住民票の写しを添付してください。
6	申請	納税証明書の取得年度は。	取得できる最新年度のものとしてください。 なお、「未納額」に記載があっても、納期が到来していなければ差し支えありません。 (納期が到来していても、給与からの特別徴収等で遅れが生じている場合は差し支えありません。)
7	要件	いつまでに申請すれば良いのか。	木工事着手(土台工事着手)日より前に提出してください。 基礎工事等は着手していても差し支えありません。
8	要件	他補助金(国や市町等)と併用可能か。	国の補助金であれば原則併用可能です。市町が実施する、耐震建替支援事業については併用できません。詳細については県木材業協同組合連合会(028-652-3687)にお問い合わせください。
9	要件	店舗兼住宅でも申請可能か。	面積や木材使用量等の要件を満たせば可能です。 なお、木材使用量については店舗部分と住宅部分を按分し、住宅部分のみ記載してください。
10	上棟	交付決定までに上棟してしまうが、上棟報告書はどうすれば良いか。	県木材業協同組合連合会(028-652-3687)に御相談ください。
11	申請	上棟の現地確認が来るまで工事を中断しなくては行けないのか。	現地確認は抽出で実施しております。 県木材業協同組合連合会(028-652-3687)に御相談ください。

No.	分類	Q	A
12	要件	リフォームは対象となるか。	建築確認申請(工事届)により、増築又は改築となっていれば対象となり得ます。 なお、10㎡以下の増築で建築確認申請等不要の場合は、図面上、増築面積が明らかにされていれば対象となり得ます。
13	要件	実績報告書の締切りまでに造作材工事が終わらないが、申請可能か。	構造材のみで申請も可能です。実績報告では、構造材工事が完了した時点での写真を添付してください。
14	上乘せ	伝統工芸品等上乘せ補助のみ申請可能か。	できません。
15	実績報告	申請時より使用する材の量が増えたが、交付決定後に補助金の増額は可能か。	交付決定後は、使用量の増加による増額は行いません。使用量が確定しない場合は、多めの計画で申請することをおすすめします。 なお、実績において補助金額の区分を下回った場合は、減額となります。
16	実績報告	補助額加算事項実績書の「施工の証明」は誰がすれば良いのか？	実際に施工した方(左官屋等)、もしくは工務店が証明してください。
17	実績報告	添付する写真はどのようなものが必要なのか。	県産出材使用箇所(構造材、壁、屋根、床、天井、内装材など)に加え、木工事完了後の住宅の全体(外観)の写真をA4用紙に3～4枚程度配置し、添付してください。
18	支払い	補助金がいつ振り込まれたか知りたい。	申請時に提出した口座情報をお手元にご用意の上、県林業木材産業課(028-623-3277)にお問い合わせください。
19	支払い	既に新居への引っ越しが完了しているが、補助金が振り込みとなるには今後どうすれば良いか。	「実績報告書」を県林業木材産業課宛て提出してください。当課で検査後、申請者宛て「請求書」の様式を送付いたしますので、必要事項を記入の上、ご返送をお願いいたします。 (「実績報告書」の記載については、工務店に御相談ください。) なお、補助金は県が請求書を受理してから、30日以内にお振り込みの予定です。